

「双葉地域における中核的病院のあり方検討会議」設置要綱

(設置目的)

第1条 原子力災害により休止している県立大野病院の後継病院として双葉地域において中核となる病院のあり方等について検討を行うため、「双葉地域における中核的病院のあり方検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、助言を行う。

- (1) 双葉地域の医療提供体制に関すること
- (2) 中核的病院の機能に関すること
- (3) 中核的病院の整備に関すること
- (4) その他構成員が必要と認める事項に関すること

(期間)

第3条 検討会議の設置期間は、令和6年3月31日までとする。

(組織)

第4条 検討会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議に議長と副議長を置き、議長に福島県副知事、副議長に福島県病院事業管理者をもって充てる。

(運営)

第5条 検討会議は、必要に応じ、議長が召集する。

- 2 議長は、検討会議を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 議長が特に必要があると認めるときは、検討会議の付議事案に係りのある団体・機関等に対して、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 検討会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、検討会議に付議する事案の調整を行う。
- 4 幹事会に主任と副主任を置き、主任に福島県病院局次長、副主任に福島県保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じ、幹事会主任が召集する。
- 6 主任は、幹事会を進行する。
- 7 副主任は、主任を補佐し、主任に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、福島県病院局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

別表

第1（第4条関係）

双葉地方町村会	会長
双葉地方町村議会議長会	会長
大熊町	町長
双葉町	町長
一般社団法人双葉郡医師会	会長
福島県厚生農業協同組合連合会	代表理事理事長 代表理事常務
公立大学法人福島県立医科大学	理事長 理事（地域医療担当）・福島県医師派遣調整監
福島県	副知事
福島県避難地域復興局	局長
福島県保健福祉部	部長
福島県病院局	病院事業管理者 局長 ふたば医療センター長

第2（第6条関係）

双葉地方町村会	事務局長
双葉地方町村議会議長会	事務局長
大熊町	副町長
双葉町	副町長
一般社団法人双葉郡医師会	副会長
福島県厚生農業協同組合連合会	管理部長（兼）双葉厚生病院事務長 企画課長
公立大学法人福島県立医科大学	事務局次長（総務担当）
福島県避難地域復興局	次長
福島県保健福祉部	次長（健康衛生担当）
福島県病院局	次長 ふたば医療センター副センター長